

屋外広告物適正化旬間にに関する取組結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、次の取組を実施しました。

【実施内容】

1 路上違反広告物市内一斉除却活動

活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

除却実績

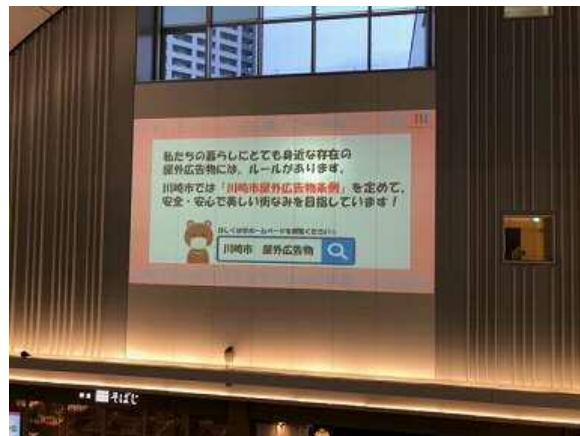
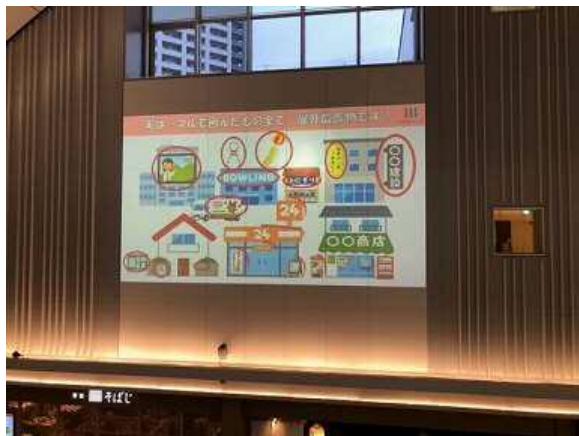
(単位枚)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
立看板	0	0	0	0	0	0	7	7
はり札	5	8	10	0	0	10	0	33
はり紙	3	3	0	7	0	0	0	13
計	8	11	10	7	0	10	7	53

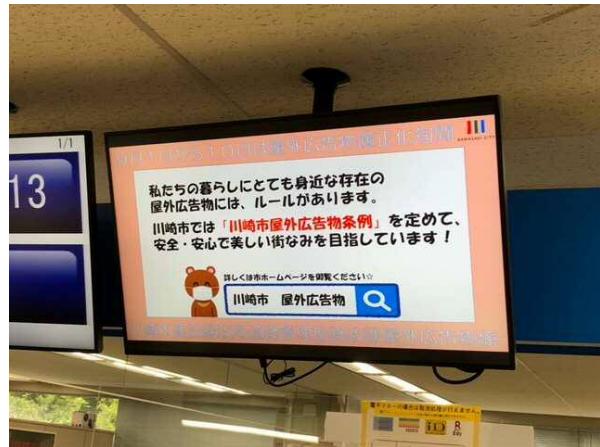
2 さまざまな広報媒体による啓発

市政だより（8月号）、市ホームページ、川崎駅北口スクリーン、各区役所内のデジタルサイネージへの掲載、市内各商店会への啓発チラシの送付、本庁舎掲示板へのポスター掲示により、屋外広告物のルールや安全対策に関する啓発を行いました。

川崎駅北口スクリーン



川崎区役所区民課



啓発チラシ

**川崎市
KAWASAKI CITY**

屋外広告物のルールを守り、 安全・安心で美しい街なみ！

屋外広告物には、
ルールがあります。

◇屋外広告物は、原則として許可が必要です。

◇広告物の種類や地域に応じて大きさ、高さ、設置場所などの許可基準があります。

◇自己の店舗や事業所の敷地に自己の店名や富業内容などを表示する「自家広告物」は、一定の面積以内は許可が不要となる場合があります。

ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、
罰則の適用を受ける場合があります。

◇倒壊、落下のおそれがある広告物を設置してはいけません。

◇電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板等を表示することはできません。

◇道路上に広告物を置くことはできません。

◇許可基準に適合しない広告物を表示・設置することはできません。

詳しい内訳は
川崎市建設局道路管理部路政課屋外広告物係
Tel:044-200-2814 まで、お問い合わせください。
川崎市 屋外広告物 検索

9月1日～10日は『屋外広告物適正化旬間』、9月10日は『屋外広告の日』です。

あなたの看板 安全ですか？

屋外広告物は、風や雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、劣化が発生し、落下や倒壊の危険性が高まっているかもしれません。

！屋外広告物の設置者又は管理者は、良好な状態に保持しなければならない管理義務があります。

！事故が発生した場合、責任を問われる場合があります。

！看板落下事故は、会社やお店の信用を一瞬で失うことになります。

平成27年2月、北海道札幌市内で店舗ビルの看板の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

日常点検を行い、危険の兆候をチェックしましょう！

早期発見が事故を防ぎます。
落とす、破損等による事故の未然防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。

サビ	汚れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やホルトのサビは、破損の第1歩！	サビ汁がたれたら、内部が腐食しているかも？	板面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ！	漏電の場合は火災の危険も！

専門業者に相談しましょう！

早期対応が費用を抑えます。
早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われる場合もあります。

- 日常点検で危険な兆候を見つけたら、信頼できる専門業者に相談しましょう。
- 既に倒れた看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して、内部の構造まで詳細に点検し、修理や取替等の対策を行いましょう。
- 震度5強以上の地震や大型台風の後は、専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

専門業者は、川崎市に屋外広告物の登録（届出）をしている業者を御活用ください。
登録（届出）業者は、ホームページで御覧いただけます。
川崎市 屋外広告業 検索

川崎市建設局道路管理部路政課屋外広告物係
川崎市川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワー・リバーグ14階
Tel:044-200-2814 Fax:044-200-3978

**川崎市
KAWASAKI CITY**